

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年7月22日（平成28年（行情）諮問第473号）

答申日：平成28年11月21日（平成28年度（行情）答申第536号）

事件名：特定職員の職務権限（開示請求場面を退出する権限）とその遂行状況
が分かる文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定職員の職務権限とその遂行状況が分かる文書（開示請求場面を退出する権限）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年3月31日付け27受文科総第2728号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る文書を作成又は取得している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、「特定職員の職務権限とその進行状況が分かる文書（開示請求場面を退出する権限）」の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

2 請求に至る経緯について

男女共同参画についての文部科学省の取組について説明を求められ担当者が説明を始めたところ、異議申立人が職員の容貌等を職員に事前に断ることなく無断撮影しようとしたため、撮影前に職員の上承を得てほしい旨要請したものの全く聞き入れられず、引き続き説明できる状況ではなかつ

たため退出したところ、異議申立人が本件対象文書の開示請求を求めたものである。

3 本件対象文書の特定について

文部科学省では、職員が開示請求者の面談時に開示請求者の許可無く退出する権限を示した文書は存在しない。上記2で説明したように説明できる状況にないため退出したもので、何らかの規則に基づいて退出したわけではない。このため原処分を行ったものである。

4 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」と主張しているが、以上で述べたとおり、本件対象文書に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年11月1日 審議
- ④ 同月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は不存在であるため不開示とする決定（原処分）を行った。

異議申立人は、本件対象文書を作成又は取得しているとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 上記第3の2で説明したとおり、異議申立人から文部科学省における男女共同参画の取組について説明を求められて特定職員が説明を始めたところ、異議申立人が特定職員の容貌等を事前に断ることなく無断撮影しようとしたため、写真撮影するのであれば事前に了承を得てから行ってほしい旨要請したが、異議申立人は要請を全く聞き入れず、引き続き説明できる状況でなかったため、特定職員はその場を退出した。

その直後に異議申立人が本件開示請求を行ったことから、本件対象文書は特定職員がその場を退出する権限が記載されている文書と思われる。

イ 特定職員がその場を退出するに至った理由は、異議申立人に説明できる状況でなかったことから退出しただけのことであり、何らかの文書（規則等）に基づくものでないため、本件対象文書が存在することはない。

ウ したがって、文部科学省において本件対象文書を保有していない。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋